狂犬病予防注射と犬の登録を実施します

狂犬病予防注射 (集合注射)と犬の登録を行います。狂犬病は、発病すると死亡 率が100%という病気です。毎年、狂犬病予防注射を受けさせましょう。

我孫子市で登録済みの方には、市から『平成25年度狂犬病予防注射のご案内』を 送付しますので同封の『飼い犬の注射済票交付申請書』を持参してください。交付 申請書が届かない、または紛失などの場合は、当日会場で交付します。

日時・場所 (表1) よく確認してご来場ください。

費用 新たに犬を飼った場合…6350円(登録・注射済票3550円、注射代2800円) 登録済の場合…3350円(注射済票550円、注射代2800円)

注射を受けられない犬 ①生後91日未満の犬 ②他市町村で登録し、我孫子市に 転入してから変更手続きが済んでいない犬 ③1か月以内にほかのワクチンを注 射している犬 ④妊娠中や健康上に問題がある犬

※集合注射を受けられない場合は、最寄りの動物病院 (表2)で注射や新規登録な どの手続きが可能です。料金、休診日や予約必要の有無などは、各病院にお問い 合わせください。登録済みの方は、市からの封書を病院へ持参してください。

週 健康づくり支援課 (保健センター)☎7185-1126

▼表1 狂犬病予防注射(集合注射)の日時・場所

実施日	実施場所	実施時間	延期日	
4月8日(月)	根戸船戸緑地 「東側市道沿い」(船戸1丁目)	9:20~9:40	4月15日(月)	
	台田池尻公園(台田3丁目)	10:00~10:40		
	我孫子駅南口西公園	11:00~11:40		
	若松1号公園	13:20~13:50		
4月9日(火)	青山台北〈1号〉公園(無量院下)	9:20~10:10	_	
	柴崎自治会館前	10:30~11:00		
	泉3号公園	11:20~11:40		
	天王台南公園(天王台6丁目)	13:20~13:50		
	つくし野5号公園	9:20~10:00	4月17日(水)	
4月10日(水)	久寺家あけぼの公園	10:20~10:50		
4月10日(1)	並木1号公園	11:10~11:40		
	子ノ神神社門前	13:20~13:50		
	上新木集会所	9:20~10:00	4月18日休	
4月11日(木)	新木児童公園(新木団地内)	10:20~11:00		
4/7	布佐一丁目第二号公園	11:20~11:40		
	布佐南公園(布佐平和台5丁目)	13:20~13:50		
4月12日金	天王台東児童公園(天王台2丁目)	9:20~9:50	4月19日金	
	中峠下公民館(中峠下集会所)	10:20~11:00		
	湖北台7号公園(正泉寺北側)	11:20~11:50		
	湖北台中央公園(市民センター寄り)	13:20~13:50		
4月13日(土)	保健センター駐車場	9:30~11:30	4月20日(土)	

※雨天などの場合は1週間後の同時間に延期(午前中が延期の場合は午後も延期) また、延期日が同じく雨天などの場合は中止。

▼表2 新規登録及び継続による注射済票を発行する動物病院一覧表

病院名	住所	電話番号	病院名	住所	電話番号	
愛動物病院 つくし野7の1の3 7184-65		7184-6570	湖北動物病院	湖北台1の17の1	7187-1333	
ナガイ動物病院	本町1の4の4	7100-8012	倉林動物病院	中峠台12の2	7188-5571	
山本動物病院 緑1の2の20の102 7183-5800 かやば動物病院 南		南新木1の4の3	7100-1012			
なみき動物病院	並木7の2の4	7184-8948	あゆくペットクリニック	南新木1の9の1	7137-9222	
我孫子動物病院 栄19の6 7182-6035 あらきmam		南新木3の14の12	7107 5775			
セキ動物病院	寿2の8の20	7182-9788	動物病院		1101-5115	
天王台動物病	天王台2の16の17	7105_1001	石嶋動物病院	新々田53の4	7189-6774	
院天王台病院	人工口20/100/17	7105-1991	天王台動物病	 布佐2765	7189-3858	
小山動物病院	青山台3の6の1	7185-3008	院布佐病院	 1 KE	1109 3000	

4日休、16日似、18日休、23日似、25日休 9時30分~15時30分 市民相談室(本庁舎2階) 弁護士 法律相談 秘書広報課 27185-1714 (予約は2日以8時30分~) 人権相談 25日休10時~15時 相談室(西別館2階) 社会福祉課・内線476 (分優先) 19日金10時~15時 税務相談€ 収税課☎7185-1349(予約は15日月)8時30分~) 24日例10時~12時 市民相談室(本庁舎2階) 行政相談 秘書広報課☎7185-1714 市民相談室 階)(相続・遺言) 成年後見など〉行政書士会・木川☎7183-2132 相談🔂 司法書士法律 19日 金10時~15時 市民相談室(本庁舎2階) 民 相談❸ 千葉司法書士会柏支部☎7166-2015(平日13時~16時) 相 12日 金市民相談室 (本庁舎2階)建築住宅課・内線529 ※予は予約制です。 不動産相談の (先着8組。10日)はでに電話で予約) 12日 金B会議室 建築住宅課・内線529 住宅相談の (先着4組。10日)以までに電話で予約) 月~金曜日、第2・4土曜日(祝日を除く) 消費生活相談 10時~17時30分 消費生活センター☎7185-0999 _____ 土・日曜、祝日を除く平日 8時30分~17時 西別館2階 生活相談 社会福祉課・内線393 5日 金10時~11時15分 つつじ荘☎7188-0123 高齢者 12日金10時~11時15分 西部福祉センター☎7185-5818 なんでも相談 土・日曜、祝日を除く平日 8時30分~17時 保健センタ-健康相談 健康づくり支援課☎7185-1126

我孫子市住宅リフォーム補助

広報 あびこ

5月1日(水)から 受付開始

この制度は、市に登録された市内事業者等により、自己所有住宅の改修工事 を行った市民に対し、工事費用の一部を補助する制度です。補助金の手続きに ついては、次の点に注意してください。 必ずリフォーム工事の契約の締結前(工 事施工の実施前) に補助金交付申請を行ってください。工事の契約や施工をし た場合は、補助対象になりません。詳しくは、市ホームページ、手引き(窓口配布) をご覧ください。

受付期間 5月1日 的~平成26年1月31日 金

固 建築住宅課・内線601、529

補助対象工事 (リフォーム)	補助金の額等の交付要件	補助対象経費	補助金の額
・個人住宅 (現在居住) ・中古住宅 (市内持家居 住の転居)	リフォーム工事を行う個人または中古住 宅が、工事完了後に新たに二世帯住宅と なる場合		◎補助対象経費の 100 分の 10 以内の額(*2)◎上限 20 万円
	上記に該当しない場合	リフォーム	◎補助対象経費の100 分の5以内の額(* 2) ◎上限10万円
	①リフォーム工事を行う中古住宅が、工事完了後に新たに二世帯住宅となる場合		◎補助対象経費の100分の20以内の額(*2)
· 中古住宅 (市内持家以	②リフォーム工事を行う中古住宅が、東 側地区の区域内に所在する場合	工事(税込 20 万円以	◎上限 40 万円
外居住の*1 転居) ・中古住宅		上の工事に 限る)に係 る経費	◎補助対象経費の 100 分の 10 以内の額(*2)◎上限 30 万円
(転入)	①~③までのいずれにも該当しない場合		◎補助対象経費の100 分の5以内の額(* 2) ◎上限10万円
· 個人住宅 (現在居住) · 中古住宅 (転居、転入)	子育て世帯の場合		上記上限額にそれぞれ 10万円を加算する

*1 転居…市内の持家以外の住戸に居住している者が、市内の中古住宅を購入し居住する こと *2 算出した額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

平成 25 年度 住宅用太陽光発電システム 設置費補助金申請受付開始

市では、新たに住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付 しています。太陽光発電は、発電時に地球温暖化の原因となる温室効果ガ スを出さないクリーンなエネルギーです。

補助金の額 太陽光発電モジュール1キロワットあたり2万円で最大3.5 キロワット (7万円)まで

対象となる発電システム ①低圧系統と逆潮流有りで連携する発電シス テム (余剰電力を電力会社に販売するもの)で、住宅 (店舗併用住宅を含む) の上屋等に設置するもの②未使用であること(中古品は対象外)

対象となる方 自ら居住する市内の住宅に、新たに対象となる発電システ ムを設置する方で、平成26年3月20日休までに工事を完了し、実績報告書 を提出できる方。※すでに発電システムを設置した方、工事中の方は、補 助の対象になりません。

受付期間 4月1日月~平成26年2月28日 金まで(予算の枠を超えた場合 は、期間内でも受付を終了することがあります)

申·問 手賀沼課·内線468

	子ども総合相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分~17時 西別館1階 子ども相談課☎7185-1821
市民相談	結婚相談 (令優先)	7日(□)、21日(□)9時~14時 社会福祉協議会☎7184-1539
	母子・婦人相談 (ひとり親)	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分~17時 西別館2階 子ども支援課・内線849
	DV 相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分~17時 社会福祉課・内線394
	心の相談の	22日月午後 西別館 障害福祉支援課・内線421
	もの忘れ相談€	9日以13時30分~16時30分 西別館相談室 高齢者支援課☎7185-1112
	地域職業相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分~17時(12時~13時は 求人閲覧のみ)サンビーンズビル6階(我孫子駅南口) 我孫子市地域職業相談室☎7165-2786
県民相談	介護と こころの相談令	水曜日10時〜16時、火・土曜日13時〜16時 県福祉ふれあいプラザ (けやきプラザ6階) ☎7165–2886
	住宅改修相談令	木・金曜日10時〜16時 県福祉ふれあいプラザ (けやきプラザ6階) ☎7165-2886
	福祉用具相談	土曜日10時~16時 県福祉ふれあいプラザ (けやきプラザ6階) ☎7165-2886
	児童相談	月~金曜日9時~17時 柏児童相談所☎7131-7175
	電話	月~金曜日9時30分~16時 柏児童相談所☎7134-4152